

## 自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要綱の制定について（例規通達）

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の事務手続については、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の事務取扱要綱の制定」（平成26年6月24日付け富生企第1771号）により実施してきたところであるが、このたび、別添のとおり「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要綱」を制定し、令和4年8月10日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、前記通達は、廃止する。

### 別添

#### 自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要綱

##### 第1 目的

この要綱は、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する場合の事務手続（以下「青色防犯パトロール証明事務」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

##### 第2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

###### (1) 自主防犯パトロール

民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールをいい、配達、通勤その他の業務を兼ねて行うもの及び防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動を含まない。

###### (2) 青色回転灯等装備車

青色回転灯等を装備する自動車をいう。

###### (3) 青色防犯パトロール

青色回転灯等装備車を使用し、かつ、青色回転灯等を点灯させて行う自主防犯パトロールをいう。

###### (4) 青色防犯パトロール講習

青色防犯パトロールにおける留意事項等についての講習をいう。

###### (5) 認定団体

青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書の交付を受けている団体をいう。

###### (6) デモンストレーション等

認定団体が、自主防犯活動の活性化に寄与するため、自主防犯活動を行う団体又は警察からの要請を受け、既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なくその実施要領等を示す活動、他の認定団体と合同で実施する一時的なパトロール、出発式、

パレード等をいう。

### 第3 事務担当課

青色防犯パトロール証明事務は、生活安全部生活安全企画課が主管し、警察署の生活安全課又は刑事生活安全課を経由して処理するものとする。

### 第4 証明の手続

#### 1 証明の要件

警察本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも適合していると認めるものについて、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うものとする。

(1) 団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 県又は市町村

イ 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長（以下「県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体

ウ 県知事等から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

エ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人

オ 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の許可を受けた地縁による団体

キ アからカのいずれかから防犯活動の委託を受けた者

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、原則として週一回以上の自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

(3) 青色防犯パトロール講習を受講していること、その他防犯活動実績や経験等から、青色防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

(4) 青色防犯パトロールが、次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱可能な取付けも可能）して、使用すること。

イ 青色防犯パトロール中以外では青色回転灯等を点灯させないこと（警察本部長が認めたデモンストレーション等を行う場合を除く。）。

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものであること。

オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動

車の後方から見えるように掲示すること。

カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携帯すること。

キ 警察本部長が認めた地域以外では青色防犯パトロールは行わないこと（警察本部長が認めたデモンストレーション等を行う場合を除く。）。

## 2 申請の方法

証明を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）の活動地域を管轄する警察署長（活動地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、主たる地域を管轄する警察署長）は、団体の代表者から次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）の提出を受けるものとする。

- (1) 証明申請書（別記様式第1号）
- (2) 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）
- (3) 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）
- (4) 誓約書（別記様式第4号）
- (5) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- (6) 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- (7) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
- (8) 団体が、青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受ける場合は、当該自動車についての使用承諾書

## 3 申請の受理

警察署長は、申請団体の適格性と申請関係書類に不備がないかを確認の上、証明等申請受理報告書（別記様式第5号）に申請関係書類を添付し、生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

## 4 証明書等の発行

警察本部長は、申請団体が第4の1に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、証明書（別記様式第6号）、標章（別記様式第7号）及びパトロール実施者証（別記様式第8号。以下これらを「証明書等」という。）を発行し、証明書等送付書（別記様式第9号）により主管課長を経由して申請を受けた警察署長（以下「受理署長」という。）に送付するものとする。

## 5 証明書等の交付

受理署長は、警察本部長から送付された証明書等を申請団体の代表者に交付し、証明書等交付簿（別記様式第10号）を作成するものとする（第5の3、第6の3及び第7の3において同じ。）。

## 6 自動車検査証への記録

証明書の交付を受けた団体は、証明書の発行の日から15日以内に、青色回転灯等を装

備しようとする自動車の使用者をして、各自動車単位に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

## 第5 再交付の手続

### 1 申請の方法

警察署長は、認定団体から、証明書等を紛失し、き損し、又は汚損したとの届出を受けたときは、団体の代表者から再交付申請書（別記様式第11号）の提出を受けるものとし、証明等申請受理報告書に添付し、主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。この場合において、再交付の理由が紛失のときは、紛失報告書（別記様式第12号）の提出を受け、き損又は汚損のときは、証明書等を返納させ、証明書等返納報告書（別記様式第13号）により警察本部長に報告するものとする。

### 2 証明書等の再発行

警察本部長は、再交付の理由がやむを得ないと認めるときは、証明書等を再発行し、証明書等送付書により主管課長を経由して受理署長に送付するものとする。

### 3 証明書等の再交付

証明書等の再交付については、第4の5と同様とする。

## 第6 証明書の記載事項変更の手続

### 1 申請の方法

警察署長は、認定団体から、証明書に記載された団体の名称、代表者、使用自動車、パトロール実施地域等の変更（以下「記載事項変更」という。）を行おうとする旨の申請を受けたときは、団体の代表者から証明書記載事項変更申請書（別記様式第14号）及び証明書の提出を受けるものとし、証明等申請受理報告書に申請関係書類（別表参照）を添付し、主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。この場合において、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車があるときには、当該自動車の標章を返納させ、証明書等返納報告書により警察本部長に報告するものとする。

### 2 証明書等の発行

警察本部長は、申請内容が引き続き第4の1に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、変更箇所を修正した証明書等を発行し、証明書等送付書により主管課長を経由して受理署長に送付するものとする。

### 3 証明書等の交付

記載事項変更に係る証明書等の交付については、第4の5と同様とする。

### 4 自動車検査証への記録

証明書の交付を受けた団体は、第4の6と同様に運輸支局等において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

## 第7 パトロール実施者の変更

## 1 申請の方法

警察署長は、認定団体から、パトロール実施者の変更を行おうとする旨の申請を受けたときは、団体の代表者からパトロール実施者変更申請書（別記様式第 15 号）の提出を受けるものとし、証明等申請受理報告書に申請関係書類（別表参照）を添付し、主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。この場合において、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を返納させ、証明書等返納報告書により警察本部長に報告するものとする。

## 2 パトロール実施者証の発行

警察本部長は、パトロール実施者になろうとする者が、第 4 の 1 (3) の要件に適合していると認めるときは、パトロール実施者証を発行し、証明書等送付書により主管課長を経由して受理署長に送付するものとする。

## 3 パトロール実施者証の交付

パトロール実施者証の交付については、第 4 の 5 と同様とする。

## 第 8 デモンストレーション等の手続

### 1 認定団体からの申請の場合

#### (1) 申請の方法

認定団体の活動地域を管轄する警察署長は、認定団体から、自主防犯活動を行う団体その他の組織（以下「要請団体」という。）からの要請を受けて、デモンストレーション等を行おうとする旨の申請を受けたときは、デモンストレーション等運行実施申請書（別記様式第 16 号）及び要請団体からの要請文書の提出を受けるものとし、証明等申請受理報告書に添付し、主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

#### (2) 標章の発行

警察本部長は、申請内容を確認の上、デモンストレーション等標章（別記様式第 17 号）を発行し、証明書等送付書により主管課長を経由して受理署長に送付するものとする。

#### (3) 警察署長への通知

警察本部長は、実際に運行を実施する地域を管轄する警察署長に対し、デモンストレーション等運行通知書（別記様式第 18 号）により活動を認める旨を通知するものとする。

なお、認定団体の活動地域を管轄する警察署と運行を実施する地域を管轄する警察署が同一の場合は、通知を要しない。

#### (4) 標章の交付

受理署長は、警察本部長から送付されたデモンストレーション等標章を認定団体の代表者に交付するとともに、証明書等交付簿を作成するものとする。この場合において、運行終了後、速やかにデモンストレーション等標章を返納させ、証明書等返納報告書により警察本部長に報告するものとする。

## 2 警察からの要請の場合

### (1) 申請の方法

警察の要請により、認定団体がデモンストレーション等を行う場合については、認定団体からの申請書の提出は不要とし、認定団体の活動地域を管轄する警察署長は、デモンストレーション等運行実施申請書（警察要請）（別記様式第 19 号）に活動内容がわかる資料を添付し、主管課長を経由して警察本部長に申請するものとする。

### (2) 標章の発行等

警察の要請によるデモンストレーション等標章の発行、交付及び警察署長への通知については、第 8 の 1 (2) (3) (4) と同様とする。

## 第 9 証明の取消し

### 1 証明取消事案の報告

警察署長は、認定団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、証明取消しに係る事実調査報告書（別記様式第 20 号）により主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

- (1) 青色防犯パトロールを停止したとき
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があったとき
- (3) 第 4 の 1 (1) の要件を満たす団体でなくなったとき
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき
- (5) パトロール実施者が、受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行っていたとき、その他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき
- (6) パトロール中に違法行為を行うなど、不適切な活動を行ったとき
- (7) 第 4 の 1 (4) に掲げられた事項を遵守していないと認められたとき

なお、軽微な違反で指導により是正が可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されない場合には、警察本部長に証明の取消しを具申するものとする。

### 2 証明取消通知書の発行

警察本部長は、前項に規定する報告に基づき、証明を取り消すことが相当と認めるときは、証明取消通知書（別記様式第 21 号）を発行し、証明書等送付書により主管課長を経由して警察署長に送付するものとする。

### 3 証明取消通知書の交付

警察署長は、警察本部長から送付された証明取消通知書を団体の代表者に交付し、証明書等交付簿を作成するものとする。

## 第 10 証明書等の返納

### 1 返納届の受理

警察署長は、認定団体が、証明の取消しその他の理由により青色防犯パトロールを実施しないこととなるときは、団体の代表者から返納届（別記様式第 22 号）及び証明書等

の提出を受けるものとし、証明書等返納報告書に添付し、主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。この場合において、証明書等を紛失して返納できないときは、団体の代表者から紛失報告書の提出を受けるものとする。

## 2 自動車検査証の記録事項の削除

認定団体は、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車がある場合は、その使用者をして運輸支局等において自動車検査証の記録事項の削除を行うものとする。

## 3 運輸支局等への通知

主管課長は、証明の取消しその他の理由により標章を返納する団体があるとき、及び第6の1により使用しないこととなる標章の返納があるときは、当該返納について、(返納・取消)連絡票(別記様式第23号)により運輸支局等へ通知するものとする。

## 4 運輸支局等から連絡を受けた場合の措置

主管課長は、自動車検査証の記録事項の変更手続がなされた旨の連絡を記録事項の変更連絡票(別記様式第24号)により運輸支局等から受けた場合は、当該連絡に係る自動車の標章の返納状況を確認し、返納されていないときは、速やかに返納させるものとする。

# 第11 青色防犯パトロール講習の実施

## 1 講習対象者

警察署長は、パトロール実施者及び青色防犯パトロールを行うことが予定される団体の構成員を対象として青色防犯パトロール講習を開催し、受講させるものとする。

## 2 講習の内容等

青色防犯パトロール講習における内容は、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等の対応方法その他の青色防犯パトロール実施上の留意事項とする。

なお、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するため、パトロール実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、受講後おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させるものとする。

## 3 講習の実施結果報告

警察署長は、青色防犯パトロール講習を実施した場合は、青色防犯パトロール講習実施結果報告書(別記様式第25号)により主管課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

# 第12 留意事項

## 1 自動車の塗色等に係る指導

青色防犯パトロールに使用する自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別

できるような措置をとるよう指導すること。

なお、青色回転灯等装備車以外の自主防犯パトロール用車両についても、これと同様の指導を行うこと。

## 2 自動車検査証の記録事項変更に係る指導

運輸支局等では、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車について、「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」に係る記録事項を変更する申請がなされたときは、証明書の有無を確認し、提示がない場合は自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を削除することとしていることから、認定団体が証明書記載事項のうち、自動車検査証の記録事項に係る変更を行う場合には、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載事項変更後の証明書を運輸支局等へ提示するよう指導すること。

## 3 交通上支障の生じるおそれの検討

デモンストレーション等は、原則として、青色防犯パトロールを模した方法により、交通の支障が生じない範囲内で行うこととするが、道路に人が参集するなど交通上支障が生じるおそれがある場合は、事前に、道路使用許可申請の必要性を検討すること。

## 4 違法車両の取締り等

警察からの証明を受けないで、青色回転灯等装備車を運行した場合は、道路運送車両法第99条の2の不正改造等の禁止違反となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど、厳正に対処すること。

なお、同法第54条の2により、地方運輸局長は、整備命令・使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則が課される。

## 5 文書の保管

警察本部長は、青色防犯パトロール証明事務において警察署長から受理した文書、並びに発行した証明書等及び証明書等送付書の写しについて、当該団体がその活動を継続している間、保管するものとする。警察署長は、青色防犯パトロール証明事務において警察本部長に報告した文書及び申請団体に交付した証明書等の写し、並びに警察本部長から送付された証明書等送付書及び作成した証明書等交付簿について、当該団体がその活動を継続している間、保管するものとする。

## 第13 青色防犯パトロール特異事案等の報告

警察署長は、青色防犯パトロール活動における好事例、活動時における受傷事案等の特異事案について、青色防犯パトロール特異事案等報告書（別記様式第26号）により、速やかに警察本部長に報告するものとする。

## 第14 申請関係書類等

この要綱に定める申請に必要な書類は、申請関係書類等一覧表（別表）のとおりである。

別表

申請関係書類一覧表

必要書類 申請種別	新規証明申請			証明書記載事項変更申請				パトロール実施者 変更申請	再交付申請	デモンストレーション等 運行実施申請	
	団体の区分 第4の1(1)			団体の名称・所在地	代表者の住所・氏名	使用車両	パトロール実施地域			認定団体からの申請	警察からの要請
	ア	イウ	エオカキ								
証明申請書 (別記様式第1号)	○	○	○								
委嘱状、委嘱関係を示す資料等		○									
団体区分に該当する疎明資料			○								
団体・青色防犯パトロールの概要 (別記様式第2号)	○	○	○								
団体の規約、会員の名簿 ※1	○	○	○								
青色防犯パトロール実施者名簿 (別記様式第3号)	○	○	○								
パトロール計画書 ※1	○	○	○								
自主防犯パトロール実施地域の見取図	○	○	○				○				
誓約書 (別記様式第4号)	○	○	○		○						
自動車検査証記録事項が記載された書面	○	○	○			○					
使用承諾書 ※2	○	○	○			○					
青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真	○	○	○			○					
取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料	○	○	○			○					
団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを表示について大きさや形状が分かる資料	○	○	○			○					
・過去に交付済みの証明書 (別記様式第6号) ・証明書記載事項変更時の一覧表 (※1)				○	○	○	○				
再交付申請書 (別記様式第11号)									○		
紛失報告書 (別記様式第12号)				○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※3		
証明書記載事項変更申請書 (別記様式第14号)				○	○	○	○				
パトロール実施者変更申請書 (別記様式第15号)								○			
デモンストレーション等運行実施申請書 (別記様式第16号)										○	
デモンストレーション等運行実施申請書 (警察要請) (別記様式第19号)											○
要請文書、活動内容がわかる資料等										○	○
青色防犯パトロール講習実施結果報告書 (別記様式第25号)	○	○	○					○ ※5			

※1 あれば添付すること。

※2 使用する自動車を他の団体等から借り受ける場合。

※3 再交付申請の理由が、紛失の場合。き損又は汚損の場合、その証明書等を添付する。

※4 過去に交付済みの証明書を紛失して提出できない場合並びに使用しないこととなる標章及びパトロール実施者証を紛失して返納できない場合。

※5 新規パトロール実施者がいる場合。

別記様式第1号

証 明 申 請 書

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称

代表者の氏名

青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。

団 体	名 称			
	所在地			
	電話番号	( F A X )		
代 表 者	氏 名		年 齢	
	住 所			
	電話番号	( F A X )		
	緊急時の連絡先			
団体の区分	<input type="checkbox"/> ア 県又は市町村 <input type="checkbox"/> イ 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 <input type="checkbox"/> ウ 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織 <input type="checkbox"/> エ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> オ 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人 <input type="checkbox"/> カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体 <input type="checkbox"/> キ 上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者 （該当する項目の□に✓を入れる。キの括弧内については、ア～カのいずれかを入れる。）			

青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

**【添付書類】**

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）
- ③ 誓約書（別記様式第4号）
- ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
- ⑦ 青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受ける場合は、当該自動車についての使用承諾書

**備考**

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用者との関係の欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認の上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装備しようとする自動車複数ある場合には、別記様式第1号の2（継続用紙）を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の2 (継続用紙)

青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	

別記様式第2号

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発足年月	年 月
	団体の規約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	会員数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること）
	主たる構成員	
	会員名簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	主な活動内容 （複数可）	<input type="checkbox"/> 自主防犯パトロール （ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 防犯広報 <input type="checkbox"/> 危険個所点検・地域安全マップ作成 <input type="checkbox"/> 防犯教室・講習会 <input type="checkbox"/> 防犯指導・診断 <input type="checkbox"/> 環境浄化 <input type="checkbox"/> 子供保護・誘導 <input type="checkbox"/> 乗り物盗予防 <input type="checkbox"/> 放置自転車対策 <input type="checkbox"/> 駐車・駐輪場警戒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	活動状況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に（ ）回 <input type="checkbox"/> 月に（ ）回 <input type="checkbox"/> 不定期
青色防犯パトロールの概要	実施地域	
	実施時間帯	
	実施期間 （委託の場合は期間）	（委託期間 年 月 日～ 年 月 日）
	実施方法	車両 台、従事者 名で実施
	パトロール計画書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	自動車による 防犯パトロール 経験の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月～ 年 月 ） <input type="checkbox"/> なし （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）
		自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）

備考

- 1 構成員の欄は、〇〇町町内会の有志、〇〇小学校に通学する児童の保護者、〇〇商店街の有志、〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとしします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取消通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称  
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日

警察本部長殿

警察署長

## 証明等申請受理報告書

下記のとおり、青色防犯パトロールの証明等の申請があったので申請関係書類を添えて報告する。

項目	内容	
受理年月日	年 月 日	
団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規証明申請（新規車両 台・新規実施者 名）	
	<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請 （団体の名称・所在地 / 代表者の住所・氏名 / 使用車両 新規 台・廃止 台 / パトロール実施地域）	
	<input type="checkbox"/> パトロール実施者変更申請（新規 名・退任 名）	
	<input type="checkbox"/> 再交付申請 （証明書 / 標章 通 / パトロール実施者証 通）	
	<input type="checkbox"/> デモンストレーション等運行実施申請	
使用車両台数	台	
パトロール実施者数	人	
パトロール実施地域		
青色防犯パト講習実施日（予定）		

担当者名（警電）	
----------	--

## 備考

- 代表者、使用車両台数、パトロール実施者数及びパトロール実施地域の欄は、申請後のものを記載すること。
- 申請区分の欄は、該当区分の□に✓を入れ、括弧内の該当項目を囲むこと。使用車両及びパトロール実施者に係る申請については、下線部に詳細を記載すること。

第 号  
年 月 日

証 明 書

申請者の名称  
代表者の氏名

殿

富山県警察本部長



年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車  
車名及び型式  
種別及び用途  
塗色  
車体の形状  
自動車登録番号又は車両番号  
車台番号  
使用の本拠の位置  
所有者  
使用者  
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書の発行の日から 15 日以内に、自動車の使用者をして、各自動車単位に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に証明書を添えて申請し、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けること。
- 2 この証明書は、自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 3 証明に係る自動車について自動車検査証の記録事項の変更を行うときには、まず警察署に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載事項変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 4 4 の自動車が複数ある場合には、別記様式第 6 号の 2（継続用紙）を使用すること。
- 5 過去に交付済みの証明書記載事項に変更がなく、使用自動車を追加する場合には、別記様式第 6 号の 3（追加用紙）を使用すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第6号の2 (継続用紙)

使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	

別記様式第6号の3 (追加用紙)

使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
追加年月日	年 月 日	

(表)

		番号
<b>青色回転灯等装備車</b> <b>(自主防犯パトロール中)</b>		
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名	
<hr/>		
パトロール実施地域		
<hr/>		
発行日	年 月 日	富山県警察本部長 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">印</span>

(裏)

注意事項

- この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
- この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。
- 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第8号

(表)

番号	
パトロール実施者証	
氏名	_____
所属団体名	_____
パトロール実施地域	_____
富山県警察本部長	
発行日	年 月 日

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日			
年 月 日	講習実施者	年 月 日	講習実施者

注意事項

- この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 警察官等から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。
- 講習受講後、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。
- 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

年 月 日

警察署長殿

警察本部長

証 明 書 等 送 付 書

1 団体名

2 送付書類

証明書 (第 号) 通

標章 (番号 ) 通

パトロール実施者証 (番号 ) 通

証明取消通知書 (第 号) 通

計 通

## 別記様式第 10 号

署 長	副署長 (次長)	課 長	課長代理	係 長

## 証 明 書 等 交 付 簿

団 体 名			
代 表 者 氏 名		受領者氏名	

## ◎ 証明書

証明申請区分	新規・再交付・変更	証明書番号	第 号
受理年月日	報告年月日	発行年月日	交付年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

## ◎ 取消通知書

通 知 書 番 号	第 号
発行年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日

## ◎ 標章

申 請 区 分	新規・再交付・変更・デモ		
受理年月日	報告年月日	発行年月日	交付年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

標章番号	自動車登録番号	標章番号	自動車登録番号

## ◎ パトロール実施者証

申 請 区 分	新規・再交付・変更		
受理年月日	報告年月日	発行年月日	交付年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

実施者証番号	実施者氏名	実施者証番号	実施者氏名

備考

標章及び実施者証について全てを記載できない場合は、別記様式第 10 号の 2（継続用紙）を使用すること。



再 交 付 申 請 書

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称  
代表者の氏名

次のとおり（証明書・標章・パトロール実施者証）の再交付を受けたく、申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （証明書・標章・パトロール実施者証）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車  
車名及び型式  
種別及び用途  
塗色  
車体の形状  
自動車登録番号又は車両番号  
車台番号  
使用の本拠の位置  
所有者  
使用者  
申請者と車両の使用者との関係

備考

- 1 パトロール実施者証の再交付を受ける場合は、4にパトロール実施者氏名も記入すること。
- 2 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に記入すること。
- 3 5の自動車が複数ある場合には、別記様式第6号の2（継続用紙）を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

紛失報告書

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称  
代表者の氏名

次のとおり（証明書・標章・パトロール実施者証）を紛失したので報告します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 紛失した（証明書・標章・パトロール実施者証）の交付年月日及び番号
- 4 紛失した理由

備考

- 1 パトロール実施者証を紛失した場合は、3にパトロール実施者氏名も記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

証 明 書 等 返 納 報 告 書

下記のとおり、返納があったので報告する。

記

1 団体名

2 添付書類等

証明書 (第 号) 通

標章 (番号 ) 通

パトロール実施者証 (番号 ) 通

計 通

別記様式第 14 号

<p>証明書記載事項変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の名称 代表者の氏名</p> <p>次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。</p>			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
変更内容	【旧】	【新】	
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
パトロール実施地域			

<p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書</li> <li>・使用自動車変更時・・・             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面</li> <li>② 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料</li> <li>③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを表示について、大きさや形状が分かる資料</li> <li>④ 青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受ける場合は、当該自動車についての使用承諾書</li> <li>⑤ 青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章</li> </ul> </li> <li>・実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図</li> </ul>
--

備考

- 1 使用自動車複数ある場合には、別記様式第14号の2（継続用紙）を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 14 号の 2 (継続用紙)

変更内容		【旧】	【新】
使用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号又は車両番号		
	車体番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
使用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号又は車両番号		
	車体番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
使用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号又は車両番号		
	車体番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		

備考  
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。





デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称  
代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等を装備した車両を使用した運行を行いたいので、要請団体の要請文を添えて申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	

【添付書類】 要請団体からの要請文書

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 17 号 デモンストレーション等標章  
(表)

		番号
<b>青色回転灯等装備車</b> <b>(デモンストレーション等運行実施中)</b>		
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名	
<hr/>		
運行の目的		
<hr/>		
実施地域		
<hr/>		
発行日	年 月 日	富山県警察本部長 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">印</span>

年 月 日のみ有効

(裏)

注意事項
<ol style="list-style-type: none"><li>この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するもの（デモンストレーション等）として警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。</li><li>この標章は、本件の目的以外には使用できません。</li><li>青色回転灯等を点灯させての運行中は、自動車の後方から見えるように掲示してください。</li><li>現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。</li><li>この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。</li></ol>

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番とする。

年 月 日

警察署長 殿

警察本部長

デモンストレーション等運行通知書

団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所	
運行に使用する自動車 登録番号又は車両番号	

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

デモンストレーション等運行実施申請書（警察要請）

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので申請します。

団 体 の 名 称 (複数の場合、列記可)		
運 行 の 目 的		
運 行 す る 日 時		
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署		
運行に使用する自動車の 標章番号及び自動車登録番号	標章番号	自動車登録番号

備考  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

証 明 取 消 し に 係 る 事 実 調 査 報 告 書

下記のとおり証明の取消しに係る事実を調査した結果を報告する。

記

- 1 証明を取り消す団体名
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 証明書<sub>の</sub>交付年月日及び証明番号  
年 月 日 第 号
- 4 使用車両の台数及び標章番号
  - 台数 台
  - 標章番号 (番号 )
- 5 パトロール実施者数及びパトロール実施者証番号
  - 人数 人
  - パトロール実施者証番号 (番号 )
- 6 証明を取り消す理由

第 号  
年 月 日

証明取消通知書

団体の名称

代表者の氏名

殿

富山県警察本部長

印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地
- 2 証明書の交付年月日及び証明書番号  
年 月 日 第 号
- 3 使用車両  
車名及び型式  
種別及び用途  
塗色  
車体の形状  
自動車登録番号又は車両番号  
車台番号  
使用の本拠の位置  
所有者  
使用者  
申請者と車両の使用者との関係
- 4 証明を取り消す理由

注意

運輸支局等に対し、自動車検査証の記録事項の削除申請を行うこと。

備考

- 1 3の自動車が複数ある場合には、別記様式第6号の2（継続用紙）を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

返 納 届

年 月 日

富山県警察本部長 殿

申請者の名称  
代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由
  
- 6 返納する標章 枚
- 7 返納するパトロール実施者証 枚

備考

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなる場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号  
年 月 日

(返 納・取 消) 連 絡 票

〇〇運輸支局  
(軽自動車の場合) 担当官殿  
軽自動車検査協会

富山県警察本部生活安全部  
生活安全企画課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車  
車名及び型式  
種別及び用途  
塗色  
車体の形状  
自動車登録番号又は車両番号  
車体番号  
使用の本拠の位置  
所有者  
使用者  
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号  
年 月 日

記録事項の変更連絡票

富山県警察本部生活安全部  
生活安全企画課 御中

〇〇運輸支局  
(軽自動車の場合)  
軽自動車検査協会  
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記録事項の変更がされ、備考欄から自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称  
(※申請者が分かれば記載)
- 2 自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車体番号
- 5 旧使用者  
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」  
新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

青色防犯パトロール講習実施結果報告書

講習実施日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間
講習実施場所	
受講団体名	
受講者 計 人	(氏名のみ記載)
実施者	
講習内容	

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

青色防犯パトロール特異事案等報告書

事 案 名	
事案発生日時	年 月 日 時 分
場 所	
関 係 者	
事案の概要	
備 考	

備考  
各署で作成した書類がある場合は、添付すること。